

平成 25 年 3 月 1 日

金融庁

検査局総務課調査室担当者御中

特定非営利活動法人 日本動産鑑定
理事長 久保田清

パブリックコメントに関する意見について

案件番号:225012048

案件名:「金融検査マニュアル」及び「保険検査マニュアル」の一部改定(案)の公表について

掲題の案件につきましては、2月5日に「ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について」が発出され、同時に金融検査マニュアルおよび保険検査マニュアルの改定案がパブリックコメントに付されたところですが、動産の評価および処分を営む当法人の立場から、下記の通り意見を申し上げる次第でございます。

平成17年3月に「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」において不動産担保・保証に過度に依存しない融資促進のための手法としてABLが位置づけられ、平成19年には金融検査マニュアルの改定により動産や債権が一般担保として明文化されましたが、このたびの改定案では、運用面において大きく踏み込んだレベルに辿り着いたと認識いたしております。動産評価の普及に携わる者として感慨深いものがあります。

当法人は平成19年に設立以来、全国の金融機関等から多くの動産評価・処分に関する案件を手掛けてまいりました。ABLに対する当初の金融機関の認識は、処分換価可能性に対する疑念や担保のモニタリングに手間を要するという理由もあり、『一般担保』よりむしろ『添え担保』としての方が取り込み易い、「これまでも事業実態を把握した上で融資を行っており、動産や売掛金を担保にとるかとは別問題」、「地場特産品(牛・豚等)を担保にしたABLの実績作り・PR」といったものでした。

ここ数年、当法人は、セミナー等を通して「ABLの実行」ではなく、「動産(在庫)評価による企業実態の把握が何よりも重要である」ことを訴え続けてまいりました。最近多くの金融機関において、「担保ではなく実態把握」の考え方が根付き始め、その実態把握も単なる理論的な評価額ではなく、流通価格や処分価格という客観的・合理的な評価を通じた商流把握・物流把握といった企業経営の真の実態解明が必要であることを理解いただきはじめたところです。

そこに今回、ABLの積極的活用促進を企図した検査マニュアルの改定が発表されました。今回の発表について、全国の金融機関の方々と情報交換をしたところ、「動産を担保にした融資がし易くなった」、「金融円滑化再延長の終了に対する対策として既に引当金の積み増しで対応済み」と言ったような目先対応の意見もあり、また、今回の改定をどう真剣に捉えるかにも温度差を感じております。

そのような意見を踏まえつつ、金融機関が今回の金融検査マニュアルの改定案に対してどのように向き合うべきなのかについて、以下の5点に整理してみました。

(1)主旨は中小企業に再生資金を出すこと

「ABL(動産・売掛金担保融資)の積極的活用について」の冒頭でも触れられているとおり、金融機関が「中小企業等が経営改善・事業再生等を図るための資金や、新たなビジネスに挑戦するための資金」を供給することにあると思います。今回の改定は、「動産・売掛金」に関する「自己査定基準」の担保掛け目を参考提示(動産担保は評価額の70%、売掛金担保は評価額の80%)するなど踏み込んだ内容となっています。企業が取り扱う商品・サービスは多岐にわたるため、動産や売掛金について標準的な掛け目を示すことは難しいと考えられますが、あえて標準的な掛け目を提示していることから、国を挙げてABLの積極活用を促進する本気度が読み取れます。

しかしながら、特に動産については、その性質から基本的に「一物多価」であり、さらに動産を保有する企業の経営状態によっても評価額が変化するという特性があるため、時々刻々変化する動産を正確に評価することは至難であります。従って当法人では、将来を見据えて動産の評価に関する基準・ガイドラインなどの具体化などに取り組んでいきたいと考えている次第であります。この点企業の財務諸表に関する適切な実態評価という観点からもご指導・ご教示いただきたいと考えております。

(2)より精緻な事業実態の把握・モニタリングの実施状況が検査対象に

ABLの取扱いが金融検査マニュアルに明記されたということは、文字通り検査の対象となったということであり、よって、ABLを実行済みまたは新規に取組む際には、これまで以上に事業実態を深く把握し、その上で担保の評価額の算定、洗い替えなどを行うことが不可欠になります。

「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問別冊《ABL編》(以下「FAQ」という。)」においては、動産を「一般担保」として取り扱われるための要件として、「客観性・合理性のある評価方法による評価が可能であり、実際にもかかる評価を取得していること」が記載されています。

そのためには、動産の特性等を踏まえた流通価格(時価※)・処分価格の把握が不可欠です。動産と一言でいっても、その種類は、15,000以上あります。また、同一種類の動産であっても、その特性・管理方法・形態等によって、流通価格(時価)・処分価格は大きく異なります。統計に必要な母集団を確保するため、動産評価情報の統計データベースの構築・活用する動きもありますが、そもそも、個々の動産をどのように評価したのか、その評価は客観性・合理性を充たしているのかが重要な点です。個々の評価額の客観性がなければ、それらを統計処理しても意味をなしません。

中小企業を取り扱う動産の流通価格(時価)・処分価格を算出すると同時に、B/Sの実態バランス(簿価と時価の乖離状況)、仕入価格、仕入先・販売先等の商流把握、動産の管理状況等を不断に考察し続けることが大前提となります。そのためにはまずは企業経営者等との対話が必要であり、それによってコミュニケーションが自然と促進され、リスク管理とビジネスチャンスの両面に好影響を与えるという正のスパイラルが構築されることとなります。

※FAQでは、「一般担保」としての要件の例として、「適切な市場の存在などにより価格が標準化されており、当該価格を基に評価を行っている場合」が示されていることから、その価格は「流通価格(時価)」が出发点であると解釈しております。

(3)PDCAサイクルの確立

また、「動産・売掛金担保」を「一般担保」として取り扱っている場合、その適切性を金融検査で検証する際には、当面、PDCAサイクルが機能していれば、金融機関の取組みを尊重する方針を明確化しています。

この「PDCA サイクルが機能している」というのは、どのような状態を指すのでしょうか。

P の段階では、動産の流通価格(時価)・処分価格に加え、それらが算出された背後の事業実態(需要動向、仕入・販売の状況、動産の保管状態、これらの状態から推察される経営者の資質等)を分析した上で、どのような経営支援・融資を行うか、それを動産の特性等を踏まえてどういった頻度でモニタリングするかアクションプランを策定することだと考えます。それらが実行(Do)され、定期的に経営陣も含めて進捗確認(Check)がなされ、状況に応じてプランを見直し実行する(Action)というサイクルが組織的に継続的に行われている状態だと考えられます。

ただし、この PDCA サイクルを確立していくには、既存の業務体系・プロセスを見直すことが必要になりますが、最初から標準的なプロセスや要領を定めることは、動産が多岐にわたるため難しいと思います。

したがって、ABL や動産評価・債権評価の取り扱いを進め、ノウハウを集積しながら、既存の業務体系・プロセス・運用体制を整備していくことが肝要です。

(4)与信コストの低減に活用

円滑化法終了に際して、「当行庫では、引当を積んでいるので大丈夫」といった声も聞かれますが、ABLを活用して引当額を抑制しようという発想を持ってないものかと考えます。

今回の改定では、『金融機関が ABL により当該企業の実態を把握した上で経営改善に関する資料を作成している場合には、～(中略)～これを「実現可能性の高い抜本的な計画」とみなして、「貸出条件緩和債権」には該当しない取扱いとすること』が明確化されています。

つまり、積極的にABLを活用し事業の実態・価値を精緻に把握することで、再生資金を拠出することと併せて、与信コストの低減につなげることが可能であると考えられます。さらに、動産の価値・特性の精緻な把握から、ビジネスマッチングの案件を見出すことにもつながるものと考えます。

(5)出口戦略ではなく入口戦略

円滑化の出口戦略といった言葉が流布していますが、この出口という言葉には違和感があります。

円滑化法の基本的な考え方は、「地域経済の商流、地域の雇用、経営者の資質を勘案し、地域経済の維持活性化に向けて金融機関が全力で取組むこと」です。これは、まさにより一層の取組みが求められるものです。各金融機関においても、ABL を活用した実態把握やリスク管理の高度化に向けた業務プロセス・規程・システム等の整備もこれからです。

つまり、我々は、円滑化再延長の終了という意味での“出口”と今後の地域金融をどう実践していくかという意味で、まさに“入口”に立っているのだと考えています。

本稿が ABL・動産評価の正しい姿での普及、各金融機関の経営・業務戦略の立案の一助となれば幸いです。

住所 〒東京都中央区日本橋富沢町4-1 ミズビル4F

連絡先 TEL:03-5652-1170

e-mail : info@ndk-abl.org